

役員選出規程

（目的）

第1条 この規程は、兵庫県ソフトテニス連盟規約第15条の規定に基づき、評議員会に提出する新役員案に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考委員会）

第2条 選考委員会は、評議員会に諮る役員を推挙し、役員案を評議員会に報告する。

2 選考委員会は、次の代表者名で構成し、内1名が委員長を兼ねる。

・高体連 ・中体連 ・小学生連盟 ・レディース連盟 ・実業団連盟

・クラブ連盟 ・会長推薦理事

3 選考委員会は、次の役員を推挙する。

・名誉会長 1名 ・顧問 若干名 ・参与 若干名

・会長 1名 ・副会長 若干名 ・理事長 1名 ・副理事長 若干名

・監事 2名

4 選考委員会は、役員改選の前年度第2回理事会開催時まで、会長が招集する。

（役員）

第3条 役員の定年年齢は、原則として選任時点において満70歳に達していない者とする。

但し名誉会長、顧問、参与、会長、副会長、監事 及び 及び 特例として認められた者で理事会・評議員会で承認を得る者はこの限りではない。

2 理事は次のとおりとし、各団体及び組織より推挙する。

・高体連、中体連、小学生連盟、レディース連盟、実業団連盟、クラブ連盟からの推薦者各1名

・会長が必要と認めた者(若干名)

3 前項の、推薦による理事並びに会長指名による理事は、選考委員会までに決定し、各責任者より選考委員長に報告する。

4 名誉会長、顧問、参与においては、選考委員会までに本人の意向を確認する。

附則 2026年2月22日より施行する。